

## 平成20砂糖年度（上半期）甘味に関する協議会議事概要

1 日 時：平成20年9月19日（金） 11：00～12：20

2 場 所：第1特別会議室

3 出席者

委 員：別紙のとおり

事務局：道上審議官、水田生産流通振興課長、酒井砂糖類調整官、藤河課長補佐、阿部課長補佐、細川課長補佐

4 議事概要

冒頭、道上審議官の挨拶、水田課長から新たに委員になられた方（赤松委員、内山委員、小笠原委員、高橋委員、前田委員）の紹介、欠席委員（大木委員、西藤委員）の報告がなされた。その後、高橋委員が座長に選出され、水田課長から配布資料の説明が行われた後、各委員より以下の意見等があった。

赤松委員： 需給見通しについては異存ない。

私たち日甘工は、主に南西諸島において砂糖を作っている会社の団体である。3年前の平成17年にさとうきびの生産量が大幅に減少したことで、宮腰副大臣を中心にさとうきび増産プロジェクトが立ち上がった訳であるが、関係者のご努力による株出し面積の増加等の成果により、収穫面積が増加し、生産量も順調に伸びている。

今年産については大きな台風も無く、与論島で生育期に干ばつ被害が見られるが、その他の島々は概ね昨年並みに生育している。

我々糖業者としては、短期的には燃油高騰等の問題もあるが、一番の課題は少子高齢化が進んでいる中、農業の担い手育成を含めた生産システムの構築が必要であると考えている。これに向けて行政、JA及び我々糖業者一丸となって克服して行きたいと思う。今後ともよろしく願いたい。

有田委員： 需給見通しについては異存ない。

甘味全体については、制度改正に伴い原料の調達方法などが変わ

ってきており、この運用について3年ほどかけて定着していけばよいと考えている。

上江洲委員： 需給見通しについては異存ない。

我々日本分蜜糖工業会では、今後ともコスト軽減に努め、消費者負担を軽減していかなければならないと考えている。しかしながら、そのためには原料さとうきびの増産がなければコストダウンにはつながらない。関係者一丸となって増産プロジェクトを推進し、安定供給とさらなる増産に向けて努力してまいりたいと考えている。

沖縄県におきましては、農地の5割がさとうきび畑であり、農家の7割がさとうきびに係わっており、地域の基幹産業である。昨年も行政の指導の下増産プロジェクトに取り組んでいたところであるが、生産量の目標は達成出来たものの、収穫面積は計画の95%と減少したため不安を残している。先日、台風13号が襲来した石垣島のように、離島地域は気象条件が厳しい中、面積が確保されなければ目標生産量の確保も難しくなり、製糖工場の稼働率が落ちれば糖業の継続が危ぶまれる事態となる。このため、収穫面積の確保こそ地域一丸となって取組まなければならない重要な課題だと考えている。このことについては、国の方におかれても県、市町村に対する指導、支援をお願いしたい。

また、担い手育成については、現在さとうきびの株出し率の高い地域における小規模・高齢農家をいかに新しい担い手の制度の中に入れるか、非常に苦心しているところである。現実に即した柔軟な取扱いをよろしくお願いしたい。

内山委員： 需給見通しについては異存ない。

国内農業の情勢を踏まえると、国産糖については、安定的な生産の維持、面積の確保にきちんと取り組んで頂き、ハンディのある地域もあるので政策的な支援もきちんとやりながら、安定的な生産に向けての基盤を維持していく必要がある。

小笠原委員： 需給見通しについては異存ない。

生産見込については、水田課長から説明のあったとおり、春先に降ひょうがあるなど異常気象であったが、現時点では昨年並みという状況。製造経費については、今年の制度改正において標準

的な製造経費が示されているが、原油価格の高騰に伴い製糖に必要な副資材等も高騰し、厳しい製糖を迎えるが、コストの削減に努めていきたいので今後とも支援をよろしく願いたい。

金城委員： 今回の需給見通しについては異存ない。

与那国島では、台風第13号の影響で45時間暴風域となりました。1日の降水量840mm、瞬間最大風速60mという数字を記録したものの、さとうきびが全滅しているということは無く、一方向に倒伏しているため時間の経過とともにある程度回復すると見込んでいる。これは、さとうきびの持つ回復力はどんな台風にも耐え、代替作物がないという例かもしれない。

沖縄県の県民所得は全国最下位の一人当たり約200万円で、全国平均の約300万円を大きく下回り長年低迷している訳であるが、そういう中で、さとうきびを中心とする専業農家率は約45%と全国平均の倍程度と最も高く、農家所得のうち、さとうきびが占める依存度は約56%と半分以上を占めている。離島であることから働く場所が無く、就業機会、雇用機会も少なく、農業に対する依存度、とりわけさとうきびに対する収入依存度が高い中で、さとうきびの経営安定対策の担い手要件について特例の対象（A-5）となっている農家が新制度の本則要件に対応させるまであと2箇年しかなく、特例期間の終了に大変不安を持っている。この不安感が生産・増産の足かせになっているのではないかと大変危惧している。農家からは、この制度を地域の実態に即して一定の時間を掛けながら改革を目指すべきではないのか、との声が聞こえる。2箇年間の特例期間中は台風の目の中に居るような不安感を持っているのだと思う。

そういった中で、増産プロジェクトに基づく増産の取り組みを県やJA、製糖工場及び生産農家ともども頑張っているが、新制度の見通しがきかない事と、異常な生産資材の高騰によって、肥料や燃油の高騰が農家の経営を圧迫している非常に厳しい現状である。

多胡委員： 需給見通しについては異存ない。

分みつ糖消費量見通し215万トンについては、今年の動きから見ても非常に厳しい数値である。我々砂糖業界に属するも

のとしては、さらに砂糖の消費が伸びるよう業界を挙げて頑張っていかななくてはならない。

永井司委員： 本協議会の議題である需給見通しについては案のとおりで問題ない。

平成19砂糖年度の異性化糖の供給量について829千トンと見込まれているが、これだけ顕著に増えた理由は、6月の後半から7月中旬にかけて天候に恵まれたことから今までの在庫がはけて、新たな8月の生産が増えたためだと考えている。その反動ということで9月は荷動きが悪いと聞いている。そのことから平成20年度の見通しとしてはこれで妥当と考えている。

永井則夫委員： 今回の需給見通しについては異存ない。

先程、水田課長の説明にあったようにてん菜の今年の作付けは減少傾向。北海道の調査でも65,970ヘクタール程度とのこと。また、生育状況については、日本甜菜製糖の小笠原委員から御説明があったが、現在平年並みといわれており、豊穰の秋を期待しているところであるが、本年の夏以降、北海道の一部で異常気象もあり、現在も気温が連日26度を超えている状況であり、糖分が確実にのるのか大変心配している状況である。

また、北海道も原油等の高騰により、肥料、生産資材関係、畜産で言えば飼料、動力光熱費もかつて無い上昇傾向にあり、農業経営も甚大な影響を受けており、来年の営農計画についても今時点ではたたない、そういった状況。その点については、十分な理解と高配をいただきたい。北海道のてん菜糖については、輸入糖からの支援をいただいている中で誠心誠意努力し、生産に取り組んでいるところであり、当然のことではあるが、今後とも私ども糖価調整制度を維持するため、努力を継続していく所存であるのでよろしくお願ひしたい。

久野委員： 議題の需給の問題についてはこれが限度だと思う。

これは価格と全ての問題を総合的に判断しなければならない。その中で、今後の経済情勢を考えると、加工メーカーも大変な状態にあるから非常に厳しいと思う。従って、今後、需要が伸びてくる保証はない。その中で価格を上げていくのは至難の技

である。我々メーカー側としては最大限の努力を行ってきたが限界に来ている。このことだけは明確にしておきたい。数字についてはこの程度がやむを得ないと判断している。

ただ、先般、甘味資源部会において砂糖の調整率あるいは調整基準価格の問題で明確に反対致した。なぜ、反対したかという、資料を農林省サイドが大臣に上げているのか、こういう反対意見に対してまったくの回答がないことについて、おかしいと思う。甘味資源部会における論議の過程が法律の濫用と考えている。本当の審議会になっていない。なぜならば、漁船の油の補償もそうであるが、これは国家的に予算措置をして補償をすることになった訳である。このさとうきび業界あるいは砂糖大根の業界についても支援策として47億円の数字が出てきた訳である。しかし、この中味が不透明であると思う。明確に会議の中でこの47億円はどういう形で、何のために出てきて、何のために使い、それを誰が負担しなければならないのか。どういう形で生かされていくのか、これをはっきりさせないといけない。国の税金を使うにしろ、我々の調整制度の中で徴収するにしても我々はユーザーに説明しなければいけない。説明出来ないということである。そういうことが今、非常に重要である。したがって今申し上げたように需給の問題については話したとおりであるが、価格の問題については基本的に反対であると改めて申し上げておきたいと思う。これを今論争するつもりはないが、これについてはあらゆる方法手段を選ばねばならない。こう覚悟いたしていると言っておきたいと思う。

もう一つ、今、さとうきび業界、このビート業界含めて話があり、あらゆる問題を抱えてる訳であるが、私もWTO交渉に行ってきた。本当にこの国は国家とか農業とか存在するのかどうか、その使命感を各官僚なりそういう人達が持っているのかどうか大変疑問に思った。先ほど道上審議官から主張しているんだと話があったが、現実段階としては主張したって通らなければどうしようもない。私は真相を全部知っているが、これを今、明かさないようにしている。そこに依存して、日本の農業なり、あるいはさとうきび業界なり北海道の農業が維持できると思ったら大間違いである。これは、日本としては全ての農業問題について、WTO交渉についてはあまり期待できない。したがって危機管理をしていかなければいけない時が来ていると

私は思う。そのためには、国として沖縄・鹿児島のさとうきびを国家的にどう維持していくのか、あるいは北海道の農業経済をどう維持していくのか、これに対する予算措置はどうあるべきか、これを明確にしなければならないというのが私の主張である。それを今の制度があるから制度の中で運用して、そこから支援の金額を出すというのは通らない世の中に来ていると思う。ここを明確にしないで、なぜ、日本の農業が維持できてやっていけるのか、私はやっていけないと思う。WTO交渉に行くと、役所の人の悪口を言う訳ではないが、現実段階として砂糖の調整率、あるいは調整制度の問題について国会議員が農水省の役人に質問しても誰も答えられない。この人達が交渉に行くとどうして砂糖業界が守れるのか、私は疑問に思う。これは事実であるから申し上げておきたいと思う。かつ、また、自民党の国会議員は一生懸命になって何とか問題を整理してやっていきたい、意気込みを持っていたけれども、国際条約であるから合意に達すればこれは国として条約を批准しなければいけない。残念ながら民主党とか共産党・社民党は誰も来ていない。そういう人達をWTO交渉に呼ぶべきだと思う。合意に達すれば民主党が政権を取っても国家的に批准しなければ日本は孤立してしまう。そういう政策に、そういう立場を取ってきたのかどうか、私はそうではないと思う。自民党の国会議員は農業政策を守るために真剣にやっていたが、その他の政党が口先だけで何を真剣にやっていたのか、あるいはその人達にWTO交渉の重要性を農水省は訴えていたのか、民主党から聞いている限り何もないということである。これで国家が存在するのか、あるいは農業が存在するとは私は思わない。したがって、これからは場当たりの対応でなく基本的な対応の中で、誰がどう公正に負担しながら日本の農業を維持していくのか、これを明確にしていく論議が必要であるからこそ甘味資源部会においても明確に申し上げた訳である。しかし、残念ながらその過程はまったくそういう論議を経ていない訳であるから、これは法律の濫用であると再度申し上げたい。今日、これを議論するつもりはない。

前田委員： 本日提案のあった需給見通しについては異存ない。  
鹿児島県の南西諸島のさとうきびについて、先程、日本甘蔗糖工

業会の赤松委員から縷々説明があったので省かせていただく。台風13号について、今年初めて日本に接近したが、上陸まではしていない。台風の被害については調査中であるが、基本的に雨台風であり、暴風域も極めて小さく、懸念する被害はないと考えている。一部倒伏があった程度であろうと考えている。産地側がやらなければならないことは、増産プロジェクトに基づいて安定的な計画生産を行うことであり、現在、収穫面積対前年102%を目指して取り組んでいる。よく国からも言われることであるが、すぐ台風だ何だといって逃げ道をつくと非難されることがある。我々は数字で、収穫面積で示そうと、また、数字で担い手作りについても示そうと努力し取り組んでいる。それから、砂糖の消費を考える場合、いろいろなアプローチがあるが、特に家庭用になると思うが砂糖の原産地表示の方法について、現状、今後の課題、対応等について当局の考えを御教示いただきたい。

宮下委員： 需給見通しについては異存ない。

215万トンということで19砂糖年度から16千トンの増ということで、非常に厳しい数字であると思う。19砂糖年度においてはビール系飲料の新規需要や6月、7月の暑さという追い風もあった訳だが、その中で対前年14千トンしか伸びていない。それを更に16千トン伸ばしていく訳だが非常に大変なことだと思う。販売に携わる者として心してこれに当たっていかなければいけないと思う。

先ほど、精糖工業会の久野会長からお話のあった砂糖調整基準価格の件については、砂糖代理店会としても同じ立場で同意している。

矢田委員： 需給見通しについては異存ない。

この消費量の215万トンを消化するにあたっては、やはりバックには価格があると思う。現実には我々流通に携わる者としては、末端のユーザー・消費者の方と接している訳であり、大きく価格が変わる時には末端のユーザー・消費者の方に説明責任があるが、もうそろそろ説明すること自体も限界にきている。

先ほど、久野委員からもお話のあった砂糖調整基準価格の問題については、特約店組合としてもまったく同じ意見であり、

精製糖業界に対しても公平なる判断の下で制度の運用をお願いしたい。

山地委員： 需給見通しについては今までのトレンドからするともう少し弾みを付けたいとも思うが、この数字についてもなかなか達成が難しいと思う面もあるので異存ない。足下を固めながら次の戦略・戦術を練っていくことが大事だと思う。

昨今の日本の経済状態を取り巻く状況だが、米国発の金融危機が衝撃的な影響を与えつつある。その行き着く先がどうなるのか、国際経済の在り方、その根幹にある金融経済の在り方等いろいろな観点で変化の力が働いてくると思う。そういう物の考え方の変化、起点にあるのはEUだろうと思う。米国自身はこれだけマイナス要因に囲まれてくると、自発的な改革のビジョンは出にくい。納得させ得る可能性のあるものが出てくるのはやはりEUではないかと思う。もう少し、特に国際金融市場を秩序あるものにしながら、変えられるものは変えるという根本的な理念を持ちながらやっていく必要がある。現行の糖価調整制度は多くの方の協力で比較的上手く出来ている制度ではないかと思う。政府・政党・消費者団体・生産者団体それぞれ不満を抱えながらもこのシステムを、相互に我慢しつつ長期間維持してきた。

事故米の話が先程来、挨拶の中にも出ていた。米と砂糖は違うが、「制度」というものは、私の僅かな経験でも油断するとすぐカビめいたものが生えてくる。新しい眼による自己点検というのを役所の方々に切実に要望したい。先輩後輩という中で先輩のやったことは何も改めていかないということだったら、将来に問題を残す。事故米の問題で関心が高まっている時だからあえて言うが、この糖価調整制度も他の国々に誇れる、知恵を巧みに生かした運営をやっていって欲しいと思う。

福田首相は約1年でお辞めになってしまったが、日本の現在のこのような状況の中で「食料自給率の向上」について、肉声で語り、表現した人、数少ない総理の一人であり、よく勉強されたプロ好みのことをなされた方だと思う。及ばずながら私は内政・外交とも支持してきた。

時代の空気を変えた大きな出来事として満州事変がよく例示されるが、中国産の餃子事件にも何かそういう要素がある。私

は大衆には軽く受け止められると思ったが逆であった。むしろ食料自給率という潜在性の強い側面が大きくクローズアップされた。他方、WTO交渉を見ていると、最後に印度と中国がセーフガードの問題を出して中断してしまったと報道されているが、後年、時代の転換点となるかもしれない。WTO交渉も変わってくると思うが、日本もしっかり主張をして取るべきものを取るということにしないと、久野委員の話とまったく同じで、将来に不安を感じる。

私のような外部の者が申すにはいささか大きなことを言ったが、20砂糖年度がこの見通しどおりに上手くいくことを期待して終わりたいと思う。

水田課長： 各委員からいろいろと御質問、御意見等をいただいたので、若干説明させていただく。さとうきびの担い手育成の関係、特例措置の関係について、御意見をいただいた。我々も非常に重要な課題と認識をしている。担い手の育成、特例からの脱却については、3年間の特例措置を設けさせていただいている。私どもとしては、まずこの3年間の間に、今生産をされている、今後とも生産を希望されている特例の方々が、本則の方に移行できるようにしっかり取り組んでまいりたい。現場の方々の色々な御意見を踏まえながら、延長という方向ではなく、円滑に移行できるよう取り組んでまいりたいと考えている。

砂糖の原料原産地表示に関する御質問について、加工食品の原料の原産地表示については、JAS法の告示で定められているが、基本的な考え方は表示に関する共同会議で審議されている。原産地の違いにより原料の品質に違いがあり、この違いが最終製品の品質に反映されるということが一般的に認識されている品目が対象となる。また、主な原材料が重量割合として半分以上を占めるものが義務表示の対象となっている。こういった観点から砂糖については、高度の加工行程を経ており、最終製品である精製糖の品質が原料の品質により大きく左右されるわけではないということで対象とはなっていない。原料の原産地を自主的に表示することについては、事実であれば、問題なく表示できることになっている。

久野委員からの御意見について、砂糖調整基準価格については、去る9月2日に開催された甘味資源部会において、審議させてい

ただいたところ。前年と比較して3450円／トン引き上げた。これについては、国産糖業における製造経費が、効率的な経営を行っている事業者についても上昇しているというところによるものであり、国産糖の効率的な製造経費等については、精製糖企業から徴収した調整金で支援するという糖価調整制度の仕組みの中では、調整金の負担増とせざるを得ない。当然のことながら国内産糖交付金については、最大限の合理化努力が求められているところである。

具体的に砂糖調整基準価格を定めるに当たり、審議会で御意見をお聞きし、賛成しかねるという御意見を頂いたところであるが、糖価調整制度の仕組みの中で国産糖企業の最大限の合理化を前提に、国費と調整金により支援をする仕組みとなっており、法律に基づき原案どおり決定させていただいた。こうした決定の考え方については省内で説明し、大臣にも説明してあるところ。

支援総額の47億円について、今回の国内産糖交付金については、標準的な製造経費の算定に当たり、経営所得安定政策の実施要綱で定められている合理化係数を前年度の製造経費にかけた上で、最近の物価上昇を考慮し物価修正を行った。A重油、C重油、石炭等品目毎に物価修正を行い、結果として47億という数字が出てきたところ。国内産糖企業の相当の合理化努力を促すという観点から、さらに1年分の合理化に相当する分を切っていただくということを計算して11億円の交付金の支出を圧縮し、最終的には36億円の交付金の支出増となったところ。

WTO農業交渉についても厳しい御指摘を頂いたところであるが、御承知のとおり閣僚会議において、合意に至らなかったが、今後とも引き続き交渉は行われる予定である。砂糖及び甘味資源作物が地域経済において重要な位置づけであるということ踏まえ、最小限の影響となるよう、厳しい御指摘を踏まえ、しっかりと取り組んで参りたい。その状況については、可能な限り皆様には情報提供を行ってまいりたい。また、重要品目になっても影響はあるわけであり、国内対策については、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているので引き続き御協力をお願いしたい。

その他、地球温暖化の関係、自給率の関係、事故米の関係についても厳しい御指摘を頂いた。しっかりと受け止め、姿勢を正して取り組んでいきたい。

久野委員： 今話があったが、油の問題が国会で話題になった時は中味を明確にして、予算委員会で審議して通している訳である。この47億円の支援も同じだと思う。だからこそ、甘味資源部会において明確に内容が明らかでないとはOK出来ないし、財務省が20億円金を出すにしても国民の税金である。だからこういう米の問題が発生してしまう。中味を明確にして、なぜ、支援しなくてはいけないのか、我々だって、ユーザーだって石油の値段は上がっているのである、我々はどこに要求したらいいのか。支援しなくていけないなら堂々と数字を明らかにして、内容を明確にして、誰が負担するのか、どうあるべきかしっかり論議しなくてはいけない。それが透明性ということである。ただ、法律があるからその中で運用すればいいじゃないかと、そういう逃げる手段がこれからの国家の農業を守る方法かと。もっと具体的に考えなければならぬ時代が来ている。だから、その過程を経ている、我々精製糖メーカーとしては調整金を集めているのである。我々は株式会社であって株主から責任を追及されてそれを説明する責任がある。隠すことは出来ないのである。そういう発想はもう駄目だと申し上げている。だから、反対意見に対してどういう形で農林大臣は答えたのか、それを答えてくださいと申し上げている。

もう一つ、WTOの問題についても「主張しています・努力しています。」という次元の問題ではない。関税割当品目の新設が出来るかどうか保証がない、新設されなければこの制度は崩壊してしまう。それに対してどういう危機管理を農水省は持っているのか。我々は会社だから最悪な状況を予測して危機管理をしなくてはいけない。仮に関税割当品目の新設が出来ても10万トンの砂糖を製品として輸入しなければいけない。130万トンが120万トンになってしまう。その財源はどうするのか。結論が出たら考えるような時代ではない。金融も厳しくなってきた時代の中で待ったなしの状況である。だから、根本的な問題を国家的にこうあるべきだと自信をもってやっていかなければ、さとうきび業界あるいは砂糖大根の業界もやっていけないのである。私が寿府に行って、日本の砂糖の重要性の中で沖縄・鹿児島が重要であると、絶対死守してもらおうように先生方に話をした。印度と中国がセーフガードの問題から中断したが揉めてなければ合意に達していたのだろう。そんなことを

頼りにしては日本の農業は維持できないはずである。私が農林大臣だったら農家のために守るべきは守って、自分がどんなに批判されてもノーと言ってくるのが当たり前である。官僚も同じであることを申し上げておきたい。

その後、高橋座長により、「本日の議題である需給見通しについては、各委員の意見を集約すれば原案で妥当である。」との話があり、道上審議官の挨拶が行われ後に閉会した。